

東近江市次世代育成支援対策地域行動計画(案)に対する意見の概要と市の考え方

◆パブリックコメントの実施状況

・意見募集期間

平成22年1月25日(月)から平成22年2月19日(金)まで

・意見の件数

提出方法	持参	郵送	ファクシミリ	Eメール	合計
件数	4	9	5	2	20

◆意見の概要と市の考え方

No.	該当箇所	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	・P4～P29	・子どもの健全育成のために、遊び、保育・教育環境を大切にするという視点に共感した。アンケート結果から現在の子どもの状況や家庭の状況、子育ての悩みなど具体的な表記に学ぶ点多かった。	・今後、各施策における進捗状況を把握するため、点検・評価し、行動計画の推進に努めます。
2	・P22 ・P50 施策の1	・アンケート結果から子育てに悩む親の相談相手として、地域の友人・知人、保・幼・小の先生等の重要性が伺えた。しかし、現状は地域のつながりが希薄になり、身近に相談相手がなく孤独な子育てをしている人が多い。外に出にくい親子に声かけをし、民生委員や元幼保教員等子育ての専門家をスタッフに、地域と密着した子育て支援活動をしているサークルもあり、そういう支援活動を増やし、人材を育て、きめの細かい活動へつなげてほしい。	・今後とも、子育て支援センター事業として相談事業を実施するとともに、子育てサークル育成についても取り組んでいきます。また、P42の〈子育て支援総合センターの具体的な取り組み〉に記載しているとおり、子育てコーディネーターを配置し、地域の子育てボランティア等の人材育成強化を図っていきます。
3	・P27 9行目	・「子どもを叱ってしまうなど」の前に「感情的にイライラして」といった内容を入れたほうがよい。子どもを叱ることは特別なことではないので。	・下記のとおり修正いたします。 「現実には母親の育児負担が大きく、感情的にイライラして子どもを叱ってしまうなど……」

4	<p>・P39～P43 ・P71 施策の2</p>	<p>・子育ての不安やストレスは誰もが持っている。誰かに相談できない人をどう救ってあげるのが大切だと思う。</p> <p>・実家が遠くて実母となかなか会えない人も多い。私たちの母親世代の人と話がしたい。おじいちゃん、おばあちゃんたちに我が子を「かわいい」と言ってもらえたら、うれしいし、子育てに自信もつくしやる気も出る。そんな地域の人とのコミュニケーションが苦手な人もいるので大切にしてほしい。</p> <p>・おかあさん、おとうさん、おばあさん、おじいさん、兄弟等家族全員が子育てを学べる取り組みを充実してほしい。</p> <p>・重点プロジェクトでは、特に子育て家庭への積極的なアプローチをお願いしたい。現代社会では小さい子どもを持つ母親はどうしても孤立化する。自ら動き出せない母親にとってこのプロジェクトをどのように活用できるか母親の立場で考えていただきたい。</p> <p>・サークルに参加されるおかあさんが、周りの子どもと比べ、イライラしたり怒ったりしている姿がよくある。子どもたちが自分で考え、遊び、解決していく力がなくなっていくように思われる。サークル等への参加者が増え、家庭でストレスをためない、一人ママができない仕組み作りを期待する。また、支援センター・保健センター・幼保がバラバラで、相談場所も違い、つながりがないように思う。普段の子育ての悩みや、不安を聞いてくれたり、泣いたり、はき出したりできる身近な施設を求めている。</p>	<p>・子育て中の親に関わる機関が課題として取り上げ、具体的な取り組みの中に含めていきます。</p> <p>・そうした社会状況を考慮しながら、地域の子育て経験者や子育て世代にも参加しやすい取り組みを工夫して進めます。</p> <p>・親の子育てカアアップ等を図る際には、家族のあり方を見直すとともに家族の構成員一人ひとりの子育てについて関心が持てるような視点も加味していきたいと考えます。</p> <p>・事業実施にあたっては、子育てに関わる関係機関で情報交換を図り、課題の共有からスタートし、動きだしていく子育て中の人たちに向けて何らかの発信をすることで、自ら動き出せるきっかけ作りを考えていきます。</p> <p>・前段及び2, 9に同じ</p>
5	<p>・P41～P43</p>	<p>・児童館をなくさないでほしい。</p>	<p>・市の公の施設は、行政改革大綱にも示されているとおり、同種施設の過剰から、管理運営のあり方や配置のあるべき姿などを総合的に検討しています。児童館については、計画案のP41のとおり、現在の子育て支援センターを集約し、児童館機能を移管する方向で進めていく計画です。</p>

6	・P44～P46	・八日市にある冒険遊び場のプレーパークは、「自分の責任で遊ぶ」というルールがあり、完成されたきれいで安全な遊具で遊ぶより、子どもが自然と触れながら伸び伸び育つように思う。今はそんな子育てがしにくい。私の住む能登川にもそんなプレーパークを作ろうと動き出している。「そんなのがあれば」というお母さんが以外に多い。子どもも親も安心して伸び伸び暮らせる環境を整備することは重要に思う。必要とされる場所づくりは、住民だけでも行政だけでもできない。地域ぐるみで本気で動くことが必要だと思う。安心して遊べる場所が少ないので、今後増えていくとうれしい。	・人は、子ども時代の遊びを通して生きていく必要な力を身につけます。その環境が失われている今、各地域でこうした遊べる環境をつくり、子育て、親育ちへと発展させる気運が育ち始めています。そうした住民の主体的な運営が広がっていくよう、行政もバックアップ体制を整えてまいります。
7	・P48 施策の1 ・P88 ⑩一時預かり事業	・子どもの授業参観で利用したが、学級懇談等同日にされるので午後4時過ぎまで保育が困難な状態となった。柔軟な時間の対応を望む。	・現在、幼稚園の預かり保育は午後3時までです。場合によっては、ファミリー・サポート・センターの利用を勧めます。今後、保育園等の子育て支援関係機関とのバランスを考えながら、ニーズに応じたサービスと利用料のあり方について検討していきます。
8	・P48 施策の5	・施策5のタイトル「虐待や不登校」のあとに「また外国人」を入れたほうがよい。P48の上から3行目にも「外国人の相談にも即時に……」とあるので。	・とくに民生委員児童委員との関わりも多く、P49の施策7でそうした文言を入れております。
9	・P50の各施策	・子育てを支援する者同士がネットワークをはり、地域の教育力をつけることが大切だと思う。地域の教育力は「人」である。人材の掘り起こしと育成に力を入れ、有機的に連携させることで子どもたちを家庭・学校・地域で見守ることができると思う。	・P50の各施策を実施し、地域における人材の掘り起こしと活用を図り、地域からの情報提供をいただきながら、子育てのネットワーク作りを進めていきたいと考えています。
10	・P53 施策の2	・健康保険の福祉医療受給券を今後も継続してほしい。できれば小学校卒業まで。 ・小・中学生を未就児のように月500円にしてほしい。	・就学前児童の医療費に対する助成は、滋賀県が定める福祉医療費助成制度実施要綱を基に県費補助を受けながら実施しています。県の制度見直しについては、これまで種々議論はありましたが改正は見送りとなったことから今後も継続して助成は行います。 なお、実施要綱では就学前児童を対象としていますので小学生は対象外となりますが、当市では他市町に先駆けて子ども医療費助成条例を設け、小学生・中学生の入院医療費(平成21年10月診療分から)の助成を実施しています。 今後は、利便性等の改善を関係機関の協力を得ながら図りたいと考えています。
11	・P55 施策の3と4	・マタニティー教室の参加者や救急法受講の目標数値を2の施策と同様に%で表示するほうが違和感がないように思う。	・参加率の状況の変化をみることとし%で表示します。

12	・P59	・産婦人科の情報を、地方の人でももっとわかりやすく案内してほしい。	・滋賀県救急医療情報システムで産婦人科や小児科の医療機関を探すことができますので、市のホームページの「母と子の健康」に関するページからリンクできるようにしたいと考えています。
13	・P60 施策の2	・結婚して妊娠するまでの間に、「子どもはまだか」といった言葉にショックを受けた。5年、10年と悩む人たちへ不妊に対する手厚い施策を望む。	・不妊に関する正しい理解を深めるために、まず妊娠・出産・育児を支援する従事者のスキルアップのための研修を実施していきます。また、施策については県の特定不妊治療助成事業の周知を図っていくと共に特定治療の医療保険適用について、国への働きかけを行っていきます。
14	・P64 施策の1	・すべての幼稚園を3年保育にしてほしい。	・就学前の保育施設整備計画を策定し、計画的な施設整備を図り、国の制度改革の方向性も見定めながら、順次3年保育を進めていきます。(担当課に幼児施設整備課を追加)
15	・P72～P74	・子どもを持っていつも感じることは、おとうさんと子どもたちの時間をもっと作ってあげたいということ。朝から晩まで子どもと一緒に、子育てにストレスを感じ、育児に不安を持つおかあさんが多い。もう少しおとうさんが子どもと過ごす時間が増えれば、夫婦で子育ての環境ができ、心に余裕も持てる。	・仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の推進や、育児休業制度の定着を図るため、市内企業事業所アンケートを実施し、結果報告を行うことにより、夫婦がともに協力しながら子育てができるよう、市内事業所に啓発を進めます。
16	・P73 施策の2	・育児休業が取得しやすい環境をはじめ、企業の子育てに対する自主的な取り組みを啓発してほしい。	・育児休業制度の定着に向け、企業の自主的な取り組みを推進するため、市内事業所の好事例や研修機会の情報などの発信に努め啓発を進めてまいります。
17	・P75 施策の1	・待機児童が多いため、小学校区に保育園をつくってほしい(一学区一保育)。また、保育時間を午後7時まで延長してほしい。	・「第3章 目標事業量の設定」に基づき、順次整備を進めていきます。なお、保育時間は需要に応じ検討していきます。
18	・P75 施策の2 ・P87 ⑦病児・病後児保育事業	・病後児保育は、広大な東近江市で1か所3人は少ない。少なくとも3か所ぐらい拡充を今後視野に入れ、計画に入れることはできないか。 また、病児保育については、P87にも具体的記載もないので、合わせて計画に位置づけできないか。 ・また、病気の子どもの家族から、かなり運動もできるようになり、将来を危惧し友達ともふれあえる、安心して入所できる施設がないか相談を受けた(現在市内保育園に1園だけ看護師を配置しているが辞められると聞いた)ので、そうした対応ができないか。	・計画の位置づけは今のところ考えておりません。実施場所も含め、課題が多く、計画の目標としては病後児保育1か所とし、検討を進めたいと考えます。 また、病児保育についても、計画作成の中で議論をしましたが、現状では具体策が見出せないこともあり、今後病後児の検討を進める中で可能性を探りたいと考えます。 ・今後、低年齢児の受け入れ拡大に伴い、幼保一体化施設などへの看護師配置は必要と考えていますが、保育士同様に看護師の確保は難しいことから、他市の雇用条件等も参考にしながら、医療ケアが必要な保育園児の受入も含め、対応していきたいと考えています。

19	<p>・P76 施策の7 ・P87 ⑧放課後児童健全育成事業</p>	<p>・学童保育所の中には、児童がひしめきあって生活しているところがあり支障をきたしている。早期に分割実施を希望する。</p> <p>・また、将来に大きな影響を及ぼしていく時期である学童期の子どもの育成に携わる指導員は、教員や保育士等と同様に専門的力が問われるものである。よって、指導員の適正配置と資質向上の取り組みを計画の中に要望する。</p> <p>・放課後児童クラブガイドラインでは、40人程度までとすることが望ましいと記載されている。東近江市の学童保育の新設時には40人程度の規模で基本設計されていることから、「1クラブ70名枠」という文言はふさわしくないと思う。</p>	<p>・児童数が70人を超える大規模クラブについては、2つに分離するための施設整備を平成21年度から取り組んでおり、今後も「第3章 目標事業量の設定」に基づき、順次整備を進めていきます。</p> <p>・「P76 施策の7」の内容に、「また、市独自の運営基準を設定し、保護者会やNPO法人などの運営主体と協働しながら、適切な運営を図っていきます。」を追加します。</p> <p>・P87の⑧の【具体的な内容】の「1クラブ70名枠」を「1クラブ最大70名まで」と修正します。なお、今後の施設整備にあたっては、施設ごとの将来的な見込みの中で設計規模を検討してまいります。</p>
20	<p>・P77 施策の2</p>	<p>・公園などの遊具の安全性も大切だが、公園付近の無断駐車が多く、出入口付近は車が死角になり危険。出入口だけでもすべて駐車禁止になどの施策をお願いします。</p> <p>・小さい子どもが遊べる公園が少なく、遊具も少ない。3歳ぐらいまでの子どもでも遊べる充実した公園の整備をお願いします。</p>	<p>・立地条件によっても異なりますが、公道への規制は公安委員会との協議が必要です。具体的にどの公園かをご指示いただき、対応施策を考慮したいと考えます。</p> <p>・公園には自治会の管理する児童公園と、市の管理する都市公園(大きな公園)があります。公園によりそれぞれ特徴がありますが、幼児対象の遊具の整備も検討してまいります。</p>

21	<p>・全般</p>	<p>・次世代に向け多様な国際化の問題は避けられない。市の外国人対応の施策は遅れていると聞く。教育の現場でも外国籍の子どもへの対応に先生方も苦慮されている。人材確保や就学前の外国籍の子どもへの語学教育機関を設けるなど具体化した施策が望まれる。</p>	<p>・平成22年1月現在、市内小中学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒の使用言語の内訳は、ポルトガル語約78%、スペイン語約13%、タガログ語約8%です。 市独自あるいは県の事業を活用して計4人のポルトガル語支援員を対象児童生徒が在籍する小中学校に計画的に派遣し、児童生徒の取り出し授業や保護者と学校との通訳、通信等に当たっており、急な移動があっても対応できるようになりました。 また、日本語指導が必要な園児が在籍する幼稚園・保育園にも支援員を計画的に派遣し、新しい環境にスムーズに適応できるよう支援しています。さらに、県の事業を活用して、タガログ語と中国語の支援員を学校に派遣しています。 今後も、ブラジル人学校から公立学校に移る人や、市に転入された外国籍の人で就学適齢期の子どもがいる人は、市民課での転入等の手続き後に学校教育課での就学案内を受けるように案内してまいります。</p> <p>※「日本語指導が必要な外国人児童生徒」とは、日本語での日常会話が十分にできない児童生徒、及び日常会話ができてても学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障があり日本語指導が必要な児童生徒を指します。</p>
----	------------	---	--